

## 社会福祉法人敬愛会介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人敬愛会（以下「本会」という。）が開設する福田北地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの従業者が要支援状態にある高齢者等（以下「要支援者等」という。）に対し、適切な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の運営は、要支援者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の運営に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者若しくは介護予防・日常生活支援総合事業者に不当に偏らないよう公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。

### (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 福田北地域包括支援センター

(2) 所在地 大和市柳橋2-1-1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

#### (1) 管理者

管理者は、センターの従業者の管理、利用の申し込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他管理を一元的に行う。管理者は、センター内の他の業務を兼務することができるものとする。

#### (2) 担当職員

担当職員の職種は、社会福祉士、保健師又は看護師及び介護支援専門員とし、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の提供に当たる。

2 職員の員数は、別に定める。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業の提供方法は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令に定める内容及び大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱に従って実施する。

(指定居宅介護支援事業者への委託)

第7条 センターは、事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に事業が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する

(利用料)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示及び大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱による金額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大和市柳橋（二丁目、三丁目及び五丁目）・福田（一丁目から八丁目まで）とする。

(苦情処理)

第10条 センターは、事業の提供にあたり、自ら提供した事業等に対する利用者又はその家族から苦情があった場合、迅速かつ適切な対応を行う。

(秘密の保持)

第11条 センターは、業務上知り得た要支援者等又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た要支援者等又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(損害賠償)

第12条 センターがサービス提供したサービスにより、利用者に損害が発生した時、その原因がセンターの重大な過失による時は、その損害を賠償する。

(従業者の研修)

第13条 センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 センターは、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底する。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(委任)

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行する。